

令和7年11月10日
四国電力株式会社

伊方発電所における通報連絡事象（令和7年10月分）および 通報連絡事象に係る報告書の提出について

- 令和7年10月に、当社から愛媛県および伊方町ほか関係自治体に通報連絡した事象は以下のとおりであり、法律に基づく報告事象に該当するものではなく、また、環境への放射能の影響もありませんでした。

事 象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所3号機 純水装置 再生用水システムの再生用水加熱器からの水漏れについて	10月4日	11月10日	C
2. 伊方発電所における協力会社作業員の体調不良について	10月11日	11月10日	C
3. 伊方発電所における協力会社作業員の負傷について	10月17日	11月10日	C
4. 伊方発電所における協力会社作業員の負傷について	10月22日	11月10日	C
5. 伊方発電所における協力会社作業員の負傷について	10月27日	11月10日	C

- 過去に発生した以下の通報連絡事象について、その後の調査結果を踏まえた原因と対策をとりまとめ、愛媛県および伊方町ほか関係自治体に報告書を提出いたしました。

事 象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所1、2号機純水装置 塩酸受入タンク抜取り作業中の塩酸漏えいについて	7月30日	8月12日	C

県の公表区分 A：即公表

B：48時間以内に公表

C：翌月10日に公表

PP：可能となった段階で速やかに公表

(別紙1) 伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和7年10月分）

(別紙2) 伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和7年10月分）

1. 伊方発電所3号機 純水装置 再生用水系統の再生用水加熱器からの水漏れについて

通常運転中の伊方発電所3号機の純水装置^{※1}建屋（管理区域外）において、10月4日11時39分、純水装置の再生用水^{※2}加熱器^{※3}から水が漏えいしていることを確認しました。

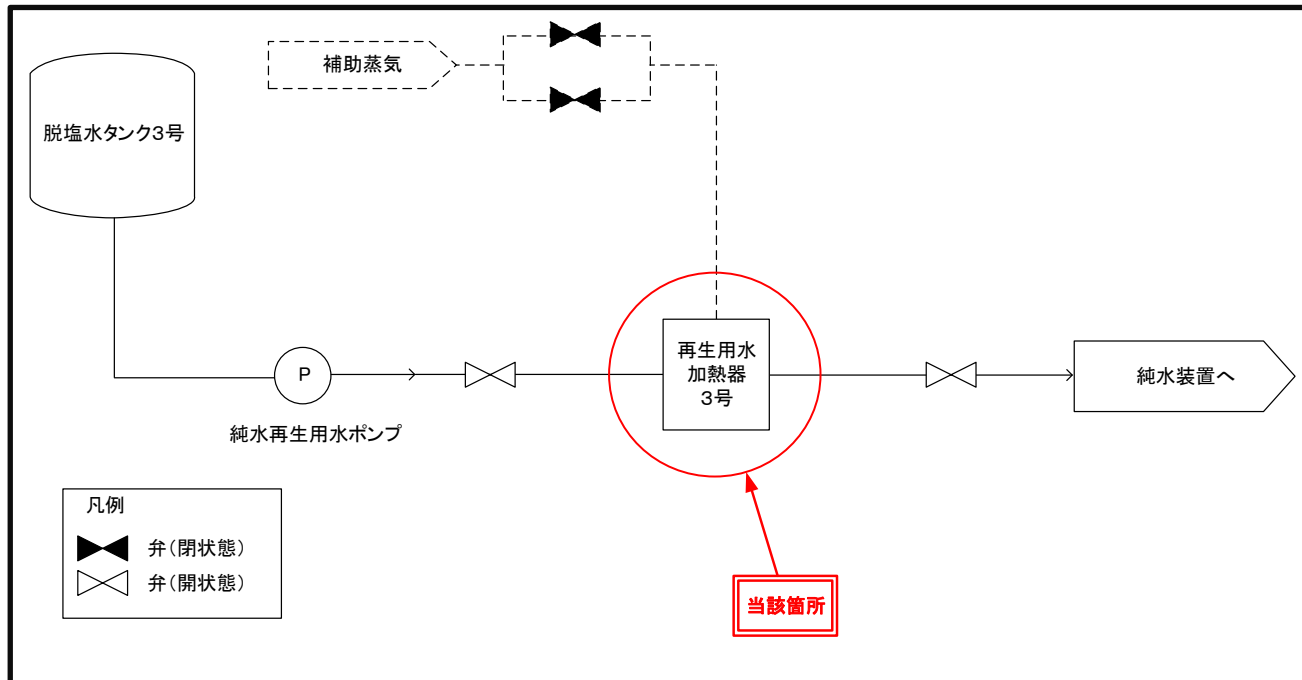
漏えい箇所の隔離を行い、同日15時31分、漏えいが停止したことを確認しました。純水装置建屋内の床面に漏えいした水の量は、約5リットルであり、また、建屋内の側溝に流れ込んだ水も含めて全量回収しました。

その後、再生用水加熱器の点検を行い、異常がないことを確認しました。消耗品を新品に取り替え、通水確認にて漏えいがないことを確認し、10月21日18時10分、通常状態に復旧しました。

本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。

今後、詳細を調査します。

- ※1 発電所で使用する純水（不純物を除去した水）を製造する装置。純水装置ではイオン交換樹脂を充填した脱塩塔へ通水することにより、不純物を除去したい水とイオン交換樹脂を接触させて水中の不純物を除去する。伊方発電所の場合、海水淡水化装置にて処理した水や水道水を純水装置で処理し、純水を製造している。
- ※2 脱塩塔内のイオン交換樹脂を再生（イオン交換して吸着した不純物を薬品により除去し、交換前の状態に戻すこと）するために使用する水。
- ※3 イオン交換樹脂の再生効率を高めるため、再生用水（脱塩水）を補助蒸気により加熱する設備。



伊方発電所3号機 純水装置 再生用水系統 概略図

2. 伊方発電所における協力会社作業員の体調不良について

10月11日、伊方発電所のNo. 2 保守事務所（管理区域外）において、協力会社作業員1名が体調不良を訴えたことから、11時30分に社有車にて病院に搬送しました。

なお、当該作業員の被ばく、汚染はありません。

3. 伊方発電所における協力会社作業員の負傷について

10月17日、伊方発電所3号機の原子炉建屋3階（管理区域外）において、協力会社作業員1名が、弁の点検作業を実施していたところ、別の協力会社作業員と接触し、左足を負傷したことから、13時47分に社有車にて病院に搬送しました。

医師による診察の結果、「左膝関節包損傷」と診断されました。

なお、当該作業員の被ばく、汚染はありません。

4. 伊方発電所における協力会社作業員の負傷について

10月22日、伊方発電所3号機のタービン建屋2階（管理区域外）において、協力会社作業員1名が、蒸気タービンの点検作業を実施していたところ、左足と右手首を負傷したことから、13時0分に社有車にて病院に搬送しました。

医師による診察の結果、「左大腿皮下異物」と診断されました。

なお、当該作業員の被ばく、汚染はありません。

5. 伊方発電所における協力会社作業員の負傷について

10月27日、伊方発電所3号機の原子炉格納容器1階（管理区域内）において、協力会社作業員1名が、扉を開閉した際、ドアノブと接触し、腹部を負傷したことから、14時16分に社有車にて病院に搬送しました。

医師による診察の結果、「腹部打撲傷」と診断されました。

なお、当該作業員の被ばく、汚染はありません。

伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

1. 伊方発電所 1、2号機 純水装置 塩酸受入タンク抜き取り作業中の塩酸漏えいについて

○事 象

廃止措置中の伊方発電所 1、2号機において、7月30日14時0分、純水装置^{※1}の塩酸受入タンク^{※2}点検のため、塩酸受入タンク内の塩酸の抜き取り作業をしていたところ、抜き取り用のホースが接続用のフランジから外れ、塩酸が漏えいしたことを化学員が確認しました。

当該ホースが接続用のフランジから外れた際に、現地作業員が直ちに当該ホース接続部の弁を閉止することで、漏えいは停止しました。

漏えいした塩酸は防液堤内に留まっており、発電所外への流出はないことを確認しました。防液堤内に留まっていた塩酸は約40リットルであり、仮設ポンプにて廃液中和槽^{※3}へ移送を行い、全て回収しました。

その後、当該ホースを使用せずに塩酸受入タンクの塩酸を廃液中和槽に移送できるよう、別ルート of 配管を整備のうえ、塩酸受入タンクに残った塩酸の抜き取り作業を再開し、7月31日15時52分に抜き取り作業が終了しました。

廃液中和槽に移送した塩酸は、総合排水処理装置^{※4}にて処理を実施しました。

なお、本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありませんでした。

※1 発電所で使用する純水（不純物を除去した水）を製造する装置。純水装置ではイオン交換樹脂を充填した脱塩塔へ通水することにより、不純物を除去したい水とイオン交換樹脂を接触させて水中の不純物を除去する。伊方発電所の場合、海水淡水化装置にて処理した水や水道水を純水装置で処理し、純水を製造している。

※2 純水装置で使用した樹脂に吸着した不純物を除去するための塩酸を保管するタンク。

※3 純水装置で発生した、塩酸等を含む排水を一時的に貯留し処理する設備。

※4 発電所の管理区域外の施設（タービン建屋、事務所等）から排出される放射性物質を含まない一般排水を浄化する装置。

○原 因

当該ホース接続部のフランジの材質は炭素鋼であり、塩酸に対して耐薬品性がないため、過去の当該フランジ取替以降、計7回の塩酸抜き取り作業に伴い、当該フランジの腐食および減肉が徐々に進行した結果、当該フランジの短管が折損したことにより、接続していた当該ホースが外れ、漏えいに至ったものと推定しました。

また、作業要領書に当該フランジの外表面および内面の外観点検を実施する記載がなかったことも、本事象発生の要因と推定しました。

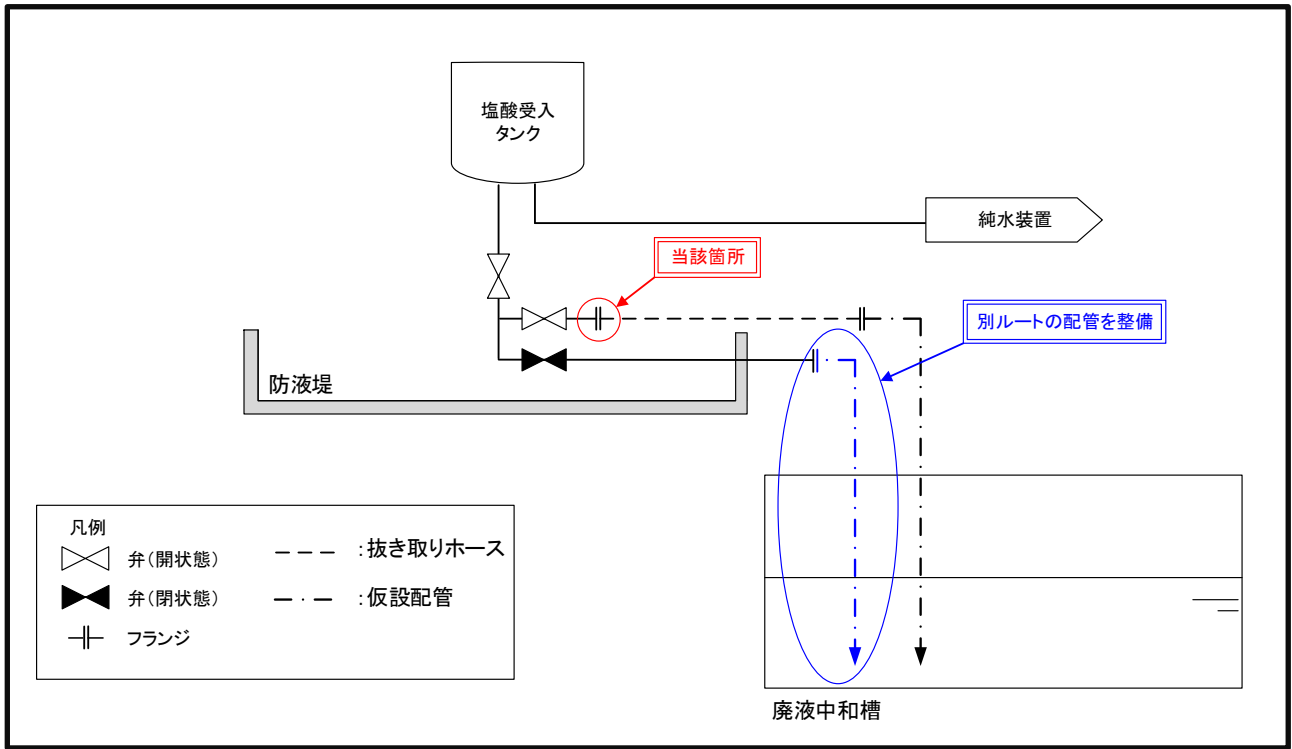
○対 策

本事象の作業および類似作業について以下の対策を実施します。

① 次回の薬品抜き取り作業までに、薬品が通液する部材を耐薬品性のある部材に取り替えるとともに、通液作業前の点検として、仮設ラインを構成する部材の外表面および内面を外観点検することとします。

② 作業要領書に、以下の内容を追加します。

- ・薬品の通液作業時、薬品を通液する部材に、耐薬品性のある部材を使用します。
- ・薬品の通液作業前の点検として、仮設ラインを構成する部材の外表面および内面の外観点検を実施します。



伊方発電所 1、2号機 純水装置 塩酸受入タンク概略図